

## 学校教育における養護の位置づけに関する考察Ⅱ ——学校環境衛生との関係から——

森脇裕美子

### はじめに

今日、学校教育活動を展開する際には、子どもの生命と健康を守る学校保健の視点からの活動は重要な課題となる。現在の学校保健につながる活動は、明治5年に学制が発布されたときから、少しづつ開始されている。例えば、現在の健康教育につながると考えられる「養生法」が、尋常小学校下等小学教科に挙げられている<sup>1)</sup>。また、明治12年に学制に代わって発布された教育令には、以下のように、入学に当たっては種痘を受けているか天然痘のり患歴があることを求め、伝染病に罹患している者は学校に入りしないことを求められている<sup>2)</sup>。

**第四十四条 凡児童ハ種痘或ハ天然痘ヲ歴タルモノニ非サレハ入学スルコトヲ得ス**

**第四十五条 伝染病ニ罹ルモノハ学校ニ出入スルコトヲ得ス**

これら、子どもの健康の管理と教育に関する事柄の多くは、後に、「学校衛生」の内容に整理される。さらに、教育方法が「教授、訓練、養護」の三部門から言及されるようになると、その一部門である「養護」との関わりで教育学の中で扱われるようになった。

今日の養護教諭がつかさどる「養護」は、教育方法の一部門として言及されることではなく、学校教育における「養護」の定義は明確ではない。一方で、養護教諭は学校保健活動の推進に中核的役割を果たしていると指摘されており<sup>3)</sup>、養護教諭がつかさどる「養護」が、保健教育と保健管理からなる「学校保健」と大きく関連していることは間違いないと思われる。そこで、本研究では、学校制度が始まった初期から教育方法としての「養護」が求められたようになった明治期前期の学校衛生に関する資料を探ることにより、学校教育における「養護」の位置づけを探る一助となる知見を得ることを目的とした。

ところで、明治・大正・昭和初期の「学校衛生」は、第二次世界大戦後は、「学校保健」として展開されるようになった。現在、学校保健活動には、健康教育、保健管理、学校環境衛生等様々あるが、今回の研究では特に学校環境衛生に注目する。学校環境衛生に関しては、現在、学校保健安全法に依拠する「学校環境衛生基準」が定められており、学校環境を学校教育の遂行に適した状態に保つために最低限必要な検査項目が明らかにされている。そのため、学校保健や養護等の語句が用いられていない明治期初期からの資料においても、それらの具体的な項目を目安にすることで調査が可能となると思われるためである。

現在の「学校環境衛生基準」は、学校保健安全法第6条に基づいて、文部科学大臣により告示されている<sup>4)</sup>。「学校環境衛生基準」には、すべての学校において学校環境衛生活動として対応しなければならない定期検査及び日常点検の検査項目、検査方法、検査結果を判断する基準等が示されている（図表1）。これらの項目をキーワードとして、資料を調査した。

## 1. 学校教育における教育方法の一部門としての「養護」と「学校衛生」

はじめに、「養護」と「学校衛生」の関係についてみる。

我が国の学校教育史の中で、「養護」という語句が公的に用いられたのは、明治43年に示された「師範学校教授要目（文部省令第十三号）」の中であったと思われる。「師範学校教授要目」は、明治40年に示された小学校教諭養成に関する規定である「師範学校規程（文部省令十二号）」を受けて、師範学校における教授科目の細目を定めたものである。その学科目「教育」のうち、「教育の理論教授法及保育法」の項目の中に「養護の目的 児童身体の発達 養護の方法」、「養護、教授、訓練の関係」が挙げられた<sup>5)</sup>。「養護」が、「教授」、「訓練」と並ぶ小学校教育における3つの教育方法の一つとされていたことを示すものである。

図表2は、明治44年に師範学校教育科教科書として文部省の検定を受けた「教育学」（小泉又一編、明治37年発行。明治43年に波多野貞之助により改訂。）の目次の「教育の方法」の部分を示したものである<sup>6)</sup>。「教育の方法」の第一項に「養護」が挙げられている。「教育の方法」の章<sup>7)</sup>をみると、「養護は身体の発育を保護し健康を増進して、以って生活の基礎を強固ならしむる作用をいふ。主としては家庭の任務とする所なれども、学校においてもまた注意してよく之を助け長ぜざるべからず。」と述べられている。「養護」は基本的には家庭教

図表1 「学校環境衛生基準」の定期検査の項目

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準	換気及び保温等	(1)換気 (2)温度 (3)相対湿度 (4)浮遊粉じん (5)気流 (6)一酸化炭素 (7)二酸化窒素 (8)揮発性有機化合物 (9)ダニ又はダニアレルゲン
	採光及び証明	(10)照度 (11)まぶしさ
	騒音	(12)騒音レベル
第2 飲料水等の水質及び設備に係る学校環境衛生基準	水質	(1)～(3) (略) 飲料水の水質 (4)雑用水の水質
	施設・設備	(5)飲料水に関する施設・設備 (6)雑用水に関する施設・設備
第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室の備品の管理に係る学校環境衛生基準	学校の清潔	(1)大掃除の実施 (2)雨水の排水溝等 (3)排水の施設・設備
	ネズミ、衛生害虫等	(4)ネズミ、衛生害虫等
	教室等の備品の管理	(5)机、いすの高さ (6)黒板面の色彩
第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準	水質	(略)
	施設・設備の衛生状態	(略)
第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準	教室等の環境	(1)換気 (2)温度 (3)明るさとまぶしさ (4)騒音
	飲料水等の水質及び施設・設備	(5)飲料水の水質 (6)雑用水の水質 (7)飲料水等の施設・設備
	学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	(8)学校の清潔 (9)ネズミ、衛生害虫等
	水泳プールの管理	(10)プール水等 (11)附属施設・設備等

育の果たす役割が大きいが、学校にも果たす役割があると考えられていたようである。

また、そのような「養護」の方法について、「詳細なることは生理学・学校衛生法等の主として説明すべきもの」とあると述べられている。教師は「養護」を「教授」・「訓練」との関係を保ちながら教育を実施する必要があ

図表2 「改訂教育学」目次より抜粋

第二編 教育の方法
第一項 養護
第一章 教育に於ける養護
第二章 養護の目的
第三章 児童身体の発育
第四章 身体諸機能の保護
第二項 教授
(略)
第三項 訓練
(略)
第四項 養護教授訓練の相互關係
第五項 教育の方法一般の注意

り、それは即ち、生理学や学校衛生学等の知見をうまく取り入れた教育実践ができる求められていたと考えることができる。

上記「師範学校教授要目」をみると、当時の師範教育においては学科目「教育」に「教育制度、学校管理法、学校衛生」とあり、「学校衛生」についても学ぶことが求められていた。その内容としては、「採光、通風、暖房、清潔法」、「教授上ノ衛生」、「身体検査」、「学校伝染病 救急療法ノ大要」が挙げられていた。現在の学校保健の領域でいえば、「保健管理」に含まれる事項である。

また、人体の「生理学」に関しては、「博物」の中の「生理」の中でかなり詳しく扱われることになっていた(図表3)<sup>8)</sup>。「博物」は、「植物」「動物」「生物通論」「生理」「鉱物」

「小学校ニ於ケル理科教授法(主トシテ博物ニ関スルモノ)」からなっており、現在の理科のうち生物と地学を合わせた科目であると思われる。当時の師範教育では、小学校教師になるにあたって、人体の解剖生理についてかなり詳しく理解していることと同時に、よく見られる疾病とその対応・救急処置と予防についても知識を持っていることが期待されていたようである。

これらのことから、明治期後期には、教師になるためには、「教授・訓練・養護」の三部門を教育方法として身に付けることが求められており、そのうち

図表3 「師範学校教授要目」に示された科目「生理」の内容

生理	凡四十時
人体ノ構造	
骨格系	骨ノ構造、聯接、機能、発育 衛生及普通ノ疾患
筋肉系	筋肉ノ種類、構造、機能、発育 衛生及普通ノ疾患
消化系	飲食物 消化器及其ノ機能 衛生及普通ノ疾患
循環系	血液 循環器及其ノ機能 淋巴
呼吸系	衛生及普通ノ疾患 呼吸器及其ノ機能 発声器
排泄系	衛生及普通ノ疾患 排泄器及其ノ機能、尿
皮膚	皮膚の構造及其ノ機能 毛髪、爪 衛生及普通ノ疾患
神経系	脳髄、脊髄、神経、五官及其ノ機能、発育 衛生及普通ノ疾患(特ニ神経衰弱及近視眼)
全身ニ関スル事項	
	体温、新陳代謝、疲労、恢復、発育、老衰
個人衛生	
	節制、清潔、運動、休息、睡眠、修学、執業 救急法、疾患ニ対スル心得 酒、煙草ノ害
公衆衛生	
	居住地、交通、集会、職業、伝染病

「養護」については、児童期の発育、人体の解剖生理や疾病予防等、科学的・医学的な知見に基づいて子どもたちの心身の健康を保持増進できることが求められるようになっていたと考えられる。

## 2. 「学制」における「学校衛生」・学校環境衛生

前述の通り、学校衛生に関連する法令上の条項は、明治5年の「学制」からみられる。前述の「養生術」の教授の外、明治6年に学制に追加された条項の中には「第二百十一章 小学ニ入ルノ男女ハ種痘或ハ天然痘ヲ為シタルモノニ非レハ之ヲ許サス」とある<sup>9)</sup>。この条項は、明治12年に学制が廃止されて新たに発布された教育令に受け継がれた。しかし、「学制」には学校環境衛生に関するような規定は見られない。

今日の学校環境衛生検査の項目に関係すると思われる内容は、明治6年に、当時文部省官吏で後に官立師範学校長になった諸葛信澄が著した「小学教師必携」に、その初期のものがみられる。「小学教師必携」の補正版（明治8年）<sup>10)</sup>をみると、緒言に「教導ノ正緒」として「人ノ師タル者ハ、唯其學問藝術アルヲ以テ、之ヲ善良ノ師トセズ、其能ク夥多ノ子弟ヲ誘導シテ、皆成就独立セシムルヲ以テ、真ニ教師ノ職ヲ盡ス者トス、蓋シ教師ハ、人ノ体ヲ造ラザルノミニシテ、人ヲ造ルノ職ト謂フ可キナリ」に始まり、20点にわたり、教育の留意点や教師の心得のような条項を挙げられている。その中から、「学校衛生」に関すると思われるものを取り上げ、以下に示す。

（5点目） 小兒ヲ教導スルニハ、或ハ学バシメ、或ハ遊バシメ、以テ其身体ヲ運動シテ、苟モ倦厭ノ心ヲ生ズルヲナク、常ニ爽快ノ心ヲ保持セシム可シ、若シ小兒ヲシテ、永ク一室ニ閉護シ、榻上ニ端坐シテ、沈黙考究セシムルトキハ、身体疲労ヲ生シテ、是カ為ニ、感覺ヲ減損シ、記憶シ易キヲモ、却テ会得シ難キニ至ルベシ、故ニ小兒ヲシテ、必ズ過度ノ勉励セシム可カラズ、

（17点目） 放課ノ時間ハ生徒ノ教場ニ留マルヲ禁ジ、必ス遊歩セシムベシ、且ツ教師モ共ニ遊場ニ出デ、危害ノ遊戲ヲ制ス可シ、

（19点目） 放課ノ時間ハ、必ズ教場ノ牕戸ヲ開キテ、清浄ノ空気ヲ通過セシム可シ、

前2点は、日課に関して身体活動によるリフレッシュの必要性を指摘し、休み時間の過ごし方に関する注意点を挙げたものと思われる。そして、3点目に

は換気について述べられている。十分ではなかったかもしれないが、小学校制度の開始時から、児童の身心の健康の維持に关心が払われ、現在の学校保健につながる、生活の管理、安全管理と、環境衛生に関して注意が払う必要性が指摘されていた。

なお、福沢諭吉著「西洋事情 卷之一」(慶応2年、1866)<sup>11)</sup>の「学校」には、西洋各国の学校においては、「…教授の間、言語せず、法を犯す者は罰あり。然れども間時は隨時に遊そぶを禁ぜず。…五禽の戯を為て四肢を運動し、苦学の鬱閑を散じ、身体の健康を保つ」とあると紹介されている。「学制」の制定に当たっては、欧米の学校教育から多くの事項を学び導入したことである。日課や環境衛生についても、既に欧米の教育制度等から学んでいることが考えられる。

### 3. 教育令（明治12年、13年改訂）と「学校衛生」・学校環境衛生

明治12年、「学制」が廃止され、新たに「教育令」が公布された。この教育令は明治13年に改正される。この「教育令」を受けて、明治14年には、文部省から公的に「小学校教員心得（文部省達第十九号）」<sup>12)</sup>が出された。

「小学校教員心得」は、小学校教員が「尊王愛國ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ民生ヲシテ富厚ナラシメ以テ國家ノ安寧福祉ヲ増進スルヲ得ンヤ小学校教員タル者宜シク深ク此意ヲ体ス」るために、「恪守実践スヘキ」事項を示したものである。16項が挙げられたうちの3項は、学校衛生に関連するものと認められる（図表4）。一つは環境衛生のこと、一つは教員自身の健康管理のこと、そしてもう一つは生理学の知識のことである。この当時、教える学科の内容に精通しているだけでなく、心身の解剖生理にも精通していることなしには、適切な教育はできないと考えられていたと推察される。

教師が留意すべきとされた学校環境衛生に関する項目は、明治6年刊の「小学教師必携」では、換気について挙げられていたに過ぎなかつたが、明治14年には、校舎の清潔、光線即ち採光、温度、大気の流通即ち換気と増えている。この背景に、心身の解剖学・生理学についての知識や理解の習得があると考えられる。

小学校教諭養成教育における心身の解剖学・生理学の習得については、明治12年に発刊された「初学人身窮理」が発行されている。本書の明治15年の増補訂版<sup>13)</sup>を見ると、骨格、筋肉、歯牙、飲食消化、血液循環、淋発管、分泌機能、呼吸、体温、音声、皮膚功用、神経系、五官の各機関の解剖、生理と養生

図表4 「小学校教員心得」(明治14年)より抜粋

小学校心得
(略)
一 身体教育ハ独リ体操ノミニ依著スヘカラス宜ク常ニ校舎ヲ清潔ニシ光線温度ノ適宜及大気ノ流通ニ留意シ又生徒ノ健康ヲ害スヘキ癖習ニ汚染スル等ヲ予防シ以テ之ニ従事スヘシ
(略)
一 学校管理上ニ欠クヘカラサル快活ノ気象ハ心神萎靡セル人ノ能ク具有スヘキ所ニアラス又生徒教授上ニ欠クヘカラサル許多ノ労力ハ身体孱弱ナル者ノ能ク寧耐スヘキ所ニアラス是故ニ教員タル者ハ宜ク特ニ起居飲食等ノ常度ヲ守リ散懶鬱及運動等ノ良規ニ循テ其身心ノ健康ヲ保全シ其職務ヲ尽スノ地ヲ做サンコトヲ務ムヘシ
(略)
一 人ノ心神及身体ノ組織作用ニ至テハ教員タル者最モ深ク意ヲ留メ講究ト経験トニ由テ其原理實際ニ精通センコトヲ要スヘシ否ラサレハ仮令孜々汲々トシテ教育ニ従事スルモ遂ニ臆度妄作ノ弊ヲ免ルルコト能ハサルナリ
(略)

について、及び栄養、摂生、看病人について扱われている。今日の一般的な小学校教員養成課程で学ぶ理科や保健等の内容を総合して比較してみても、かなり詳細な内容が扱われている。

例えば、「第一章 骨格論」は、先ず、全身の骨格についての解剖、次に骨格の役割や関節等の生理について述べられている。その後、肢体の養生について述べられている。運動や衣服による影響のほか、椅子の使用に関する注意等がその養生学に挙げられている。足裏を床に付ける高さに座ることや、背筋を真っすぐにして座ることなどである。この教科書は、小学校教師に、この書に挙げられた心身の解剖生理の知識に基づいて等に基づいて、身体教育の一環として、児童への直接的な知識等の教授と共に、学校環境を適切に保つことにより児童の健康を守ることが求めるものであった。

解剖学、生理学、養生学のような内容は、明治15年に出版された伊澤修二著「教育学」<sup>14)</sup>において、「体育」の中でいくらかが扱われている。本著は、欧米諸国の教育書を翻訳、出版して市販教育に用いていた当時にあって、初めての日本人の学者による教育書であるとされている。「体育ノ方法」として、身体を発達させるためには栄養が必要であり、その栄養の効果を奏するためには衣服と住居に配慮して「身体ヲ保衛シテ快愉ノ地ニ置」かなければならぬと述べ、通気と保温について扱っている。

身体の解剖学、生理学及びその養護については、この後、特に明治20年代以降、ヘルバート学派の教育学の影響なども受けて、我が国の学者による教育学

書が出版されるようになると、内容の量や詳しさに差はあるものの、多くの教育学に関する著書の「養護」に関する項の中で扱われるようになる<sup>15)</sup>。明治44年の「師範学校教授要目」の「博物」に挙げられた内容につながる知識等の習得は、明治10年代頃には求められるようになっていたことがうかがわれる。

#### 4. 「学校衛生論」（大河本聰松訳、明治13年）にみる学校環境衛生

明治13年、大河本聰松は、ドイツの医師グロース著「学校衛生論」<sup>16)</sup>を訳出、出版した。出版に当たっては、エリスマン著「民間健全学」のうちの「学校編」から増補されたということである。本書は、我が国の学校衛生に関する教書としては初期のものであると思われる。

本書は、「近視眼ノ原由」、「脊椎ノ弯曲」、「採明ノ手段」、「壁面ノ色澤」、「人工ノ光明」といった比較的細かく項を分けた章立ての38章から成っている。現在の学校環境衛生活動につながっている、または関係があると思われる章のタイトルはかなり多く、14章ある（図表5）。本書によると「学校衛生法」は、採光や通気、採暖等、日常的な留意が必要なものと、校舎の方位や構造等、学校建設に当たって留意すべきものの、両方を含むものとして捉えられていたと考えられる。現在の制度に置き換えて捉えるとすると、前者は「学校環境衛生」に、後者は各種学校の「学校施設整備指針」の内容にあたると考えられる。なお、後者は、後述の「小学校設備準則」につながるものであると思われる。

本書の刊行の2年後、「教育学」を出版したのと同じ明治15年に、前出の伊澤は「学校管理法」<sup>17)</sup>も出版している。その第7章は「学校建築ノ大要ヲ論ス」というものであり、「校舎ノ部分」と「校舎構造ノ注意」の2項から成っている。「校舎ノ部分」には、校舎等の施設設備に関する記述と共に、清潔や安全への注意が示された。また、「校舎構造ノ注意」では、「光線」、「空気」、「温度」について注意を求めた。

図表5 学校環境衛生に関する「学校衛生論」の章タイトル（括弧内は著者注）

第七章 卓椅ノ装置（机・椅子）	第十六章 煖炉ノ一毒
第十章 採明ノ手段	第十七章 通気ノ手段
第十一章 窓牖ノ方位（窓）	第十八章 地床ノ裝飾（床材と手入れ）
第十二章 帷幕ノ装置（カーテン）	第十九章 校舎ノ方位
第十三章 壁面ノ色澤	第二十章 校舎ノ地位
第十四章 人工ノ光明	第二十一章 校舎ノ構造
第十五章 採温ノ手段	第三十四章 新築ノ検閲（乾湿検査等）

当時は、学校の設置が進められている時期もあり、校舎の配置や構造等への配慮も、視力低下や感染症予防のための課題であったと思われる。本書は「学校衛生」の中でも学校環境衛生の内容が中心となっているものであるが、当時の学校教育の展開状況に沿った情報を提供するものであったと思われる。

「学校衛生論」は翻訳書であるが、近視や側弯症等は、児童生徒の健康に関して、ドイツと当時の我が国の学校教育は、似た課題を抱えていたようである。学校環境衛生についての配慮は、このような教書の紹介により、学校制度開始の初期より注目されたと考えられる。

## 5. 「小学校設備準則」と学校環境衛生

明治23年、それまでの教育令（明治19年公布）が廃止され、小学校令が公布された。その第1条に「小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ道徳教育及国民教育ノ基礎並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と、小学校教育の本旨が示された<sup>18)</sup>。小学校教育において、児童の身体の発達を支援することの重要性が、法律上にも示されたものであると考えられる。

その公布直後に「教育に関する勅語」が発布され、それを受けて、明治24年に「小学校設備準則」<sup>19)</sup>が公布された。その第一条は、「校地ハ日当り好ク且成ルヘク開豁乾爽ナルヲ要ス／校地ハ喧閑ニシテ授業ニ妨アル場所、危険ナル場所、道徳上嫌忌スヘキ場所、停滞セル池水其他凡テ惡臭アリ若クハ衛生上害アル蒸発気ヲ生スル場所ニ接近スヘキヘカラス／校地ヲ択フニ方リ衛生上ノ利害明ナラサルトキハ醫師ノ意見ヲ聞クコトヲ要ス」とある。この「小学校設備準則」によって、校地や校舎等の教育施設設備の設置、校具の整備、それらの維持管理についての規程が示された。今日の各校種の施設整備指針にもつながるものであると考えられるが、学校環境衛生に関する事項には、学級担任を務める個々の教員の配慮に負うだけでなく、先ず学校開設時には学校全体に責任のある者も管理の面から条件を整えていく責任を負うことが公的に示されたといえる。

学校環境衛生にかかわる内容については、教育の方法や内容として教師が直接に児童生徒とかかわる際に指導をしたり、教育上または生活上の注意を払うものとして扱われる他、学校の管理的な部門の対象としての取り扱いもあったことがわかる。

## 6. 三島通良の「学校衛生学」と学校環境衛生

文部省普通学務局より学校衛生学事項取調嘱託に任命された三島通良は、明治24年より国内各地の学校を巡回し、児童生徒の発育調査、疾病状況調査等と併せて、学校環境衛生の実態調査を実施した。その結果なども踏まえ、明治26年に「学校衛生学」を著した。

本著書の中で、三島は、学校衛生学について「学校衛生を基礎として、組織せられたる教育、始めて之を完全の教育と称すへ」きであると述べている<sup>20)</sup>。そしてその内容について、関連する学問領域及び学校教育活動との関係を、以下のような「学校衛生の教育の基礎大本」の図に示した（図表6）。学校衛生に配慮するためには、医学的なことだけではなく、地質や気候、建築に関することまでの知見を持って当たるべきことが指摘されている。

三島の「学校衛生学」は280ページからなるものであるが、25～192ページと、その多くを学校環境衛生に関する項目に割いている。図表6の中段にある項目が、右端をはじめとして、著書の章立てとほぼ一致する。校地や校舎の清潔、飲料水、空気・換気、採光、室温、机・いす、黒板と、今日の学校環境衛生検査とほぼ同様の項目が扱われている。また、この年、三島の調査結果により、文部省は官報に「小学校用机・腰掛構造法」<sup>21)</sup>を記載した。三島が「学校衛生法」の内容として考えていたものの中心に学校環境衛生に関するものがあったと考えられる。

本書に挙げられたそれぞれの項目については、それらを整備すること、あるいはしないことが児童生徒の身体に与える影響を解剖学、生理学、医学的な知見を基礎として、環境を整備することの必要性を説明された。例えば、近視や側弯症などはこの当時の児童生徒の発達上の大きな課題の1つであったようだが、採光や椅子・机の形状などがそれらの症状といかに関係しているかを眼の仕組みや姿勢な

図表6 三島による学校衛生学を理解するための図



どと共に説明し、その改善を求めている<sup>22)</sup>。教師には、このような科学的な知見を理解したうえで、学校環境衛生に取り組むことが求められていたと推察される。

## 7. 考察

三島は、明治28年から東京高等師範学校で師範教育に携わり、教育学の中で学校衛生学を講義したということである<sup>23)</sup>。明治44年の「師範学校教授要目」をみると、「学校衛生」は、「教育」の領域で扱われるものではあるが、「養護」が含まれる「教育ノ理論 教授法及保育法」とは領域が異なる。特に、校舎や教室等の環境衛生に関していえば、伊澤著「学校管理法」にみられたように、教育の方法や内容というより、学校管理の範疇に含まれる部分が大きかったようである。つまり、教師は、教育を実践するにあたってその環境を衛生的に整備し維持する必要があるが、環境整備の活動自体は、必ずしも教育方法の「養護」として実践されるということではないということである。

例えば、当時の児童の健康問題としてよく近視の問題が挙げられている。この問題への対処には、児童の身体が姿勢正しく維持され、十分な採光の下で学習する必要がある一方で、姿勢を正しくできる机と椅子の準備や教室の大きな窓等の光源が必要となる。この場合、児童の身体に関わる姿勢や学習するときの採光に関する事柄は「養護」に属し、机・椅子の整備や光源の確保は「学校管理」の範疇に属する事柄であるとされていたことが推察された。しかし、実際には、いずれにも学級担任など同一の教員が果たす役割が大きく、職務上切り離すことのできない関連の下に活動が展開されていたと推察される。

## まとめ

本研究では、現在の学校教育における「養護」の位置づけを明らかにするための資料を得ることを目的として、学校制度が開始された明治期前半の資料を調査した。明治期、教育方法の一部門である「養護」は、生理学や学校衛生学に負うところが大きいとされた。現在の学校保健、当時の学校衛生にはいくつかの活動領域がある。そこで、今回はその領域の1つであり、活動の内容が具体的に明らかにされている学校環境衛生に焦点をあてて調査した。

学校制度開始の早期から、児童生徒の心身の健康への影響に関心が払われたことから、学校環境衛生に対しては、具体的な留意点が指摘されてきた。教師

には、校舎の構造や設備等の環境条件が児童生徒の心身に与える影響について、解剖学、生理学的な知見に基づいて理解し、環境整備を行うことが求められた。この時、児童生徒の身体に直接かかわる事項は「養護」の、物理的環境の整備に関する事項は「学校管理」に属することとされたことが推察された。

今後は、更に学校衛生の他の領域である健康診断や健康教育の面からの分析、学校・学校経営の面から「養護」の位置づけを探っていく予定である。

#### 参考・引用文献

- 1) 文部省：学制百年史（資料編）、p.12-14、ぎょうせい、1972
- 2) 前掲書1) : p.29-31
- 3) 中央教育審議会答申：子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について、II章、2008
- 4) 文部科学省告示第六十号、学校環境衛生基準、2009
- 5) 啓成社：師範学校規程並教授要目、p.3-50、啓成社、1910
- 6) 小泉又一：改訂 教育学、目次 p.1-5、大日本図書、1910
- 7) 前掲書6) : p.26-40
- 8) 前掲書5) : p.77-78
- 9) 前掲書1) : p.29
- 10) 諸葛信澄：小学教師必携、煙雨樓、1875
- 11) 福沢諭吉：福沢諭吉選集 第一巻、p.117-118、1980
- 12) 前掲書1) : p.171-172
- 13) 松山棟菴：増補訂正 初学人身窮理、棟霞堂、1882
- 14) 伊澤修二：教育学、p.147-198、白梅書店、1882
- 15) 例えば、大瀬甚太郎：教育学、p.37-64、金港堂、1891、湯本武比古：新編教育学、p.11-19、普及社、1894
- 16) 大河本聰松：学校衛生論、壇天堂、1880
- 17) 伊澤修二：学校管理法、p.61-67、盛松書館、1882
- 18) 前掲書1) : p.90
- 19) 前掲書1) : p.97-98
- 20) 三島通良：学校衛生学、p.14-15、波羅堂、1893
- 21) 文部省監修、日本学校保健会編集：学校保健百年史、p.483-485、第一法規出版、1973
- 22) 前掲書20) : p.81-89、154-167、195-212
- 23) 前掲書21) : p.20-21